

調達・入札制度の適正化に向けて

ーワイズ・スペンディングの観点からー

ケーススタディ 築地市場 解体

ケーススタディ 豊洲新市場

都政改革本部
内部統制プロジェクトチーム／特別顧問
2016年11月1日

構成

0. はじめに

1. 内部統制プロジェクトチームが取り組む「調達・入札プロジェクト」
2. 「調達・入札プロジェクト」における制度・運用の検討スケジュール
3. 検討に値する5案件の実績
4. 検討に値する5案件の論点
5. これまでに実施したこと

I. ケーススタディ：築地市場解体工事①

～最低制限価格制度～

1. 入札に至る経緯、開札結果
2. 何が問題か？
3. 都が最低制限価格を設定する根拠
4. 都の最低制限価格に対する考え方
5. 最低制限価格制度の運用上の困難性
6. 今後あるべき制度の厳格な運用

II. ケーススタディ：築地市場解体工事②

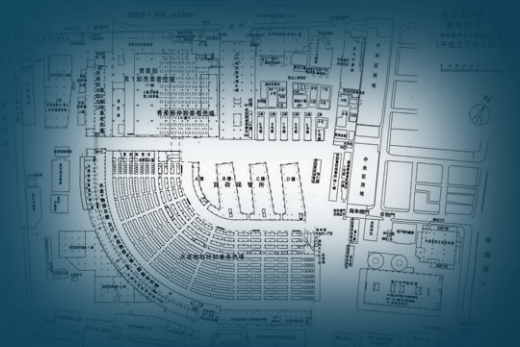
～特定調達（WTO協定）の適用～

1. 特定調達とは
2. 特定調達に関する法令の構造
3. 築地解体工事は、特定調達ではない？
4. 築地解体工事の4つの工区を合計すると？
5. 第1～4工区の各解体は一連の調達契約か？
6. 「一連の調達契約」の意味
7. 「特定の需要に係る一の特定役務」ではないのか？
8. 本ケースの総括と提言

III. ケーススタディ：豊洲新市場

～特定調達（WTO協定）案件は問題はないのか？～

1. 競争性が不十分な状態で、運用上の工夫はされているのか？
2. 豊洲新市場 建設工事の入札を巡る経緯
3. 1者入札の現況
4. そもそも予定価格は、適切に積算されたのか？
5. 99%台という著しく高い落札率は、回避できないのか？



0. はじめに

1. 内部統制プロジェクトチームが取り組む「調達・入札プロジェクト」

(1) 目的

今後の調達・入札制度の適正化に向けて、新しい制度・運用のあり方を提案すること。

(2) 課題は「制度」と「運用」

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 予定価格の事前公表 | ④ 予定価格積算の妥当性 |
| ② 一者入札 | ⑤ 最低制限価格制度 |
| ③ 総合評価方式の運用 | ⑥ 特定調達（WTO協定）の運用 |

(3) 調査に値すると考えた事案（5 案件）

- | | |
|---|----------------------|
| ① オリンピック・パラリンピック競技施設
・ 有明アリーナ
・ オリンピックアクアティクスセンター
・ 海の森水上競技場 | ② 豊洲新市場
③ 築地市場 解体 |
|---|----------------------|

(4) 調査の範囲

- ① 当面は、上記 5 案件に関する調達・入札上の課題を検討する。
- ② 各案件個別の民事上の契約の適否や過去における職員の刑責・懲罰を問うことを主目的とするものではない。

2. 「調達・入札プロジェクト」における制度・運用の検討スケジュール

担 当	課題・検討	9月	10月	11月	12月	
財 務 局	制度と運用の整理	現状整理				
	制度と運用の見直し					
特別顧問	ケーススタディ ・ 築地市場解体工事 ・ 豊洲新市場 ・ オリパラ3施設	築地市場解体工事				
	改善策の提案					

3. 検討に値する5案件の実績

① オリパラ3大施設 整備工事

施 設 \ 事 項	予定価格(税込)	落札価格(税込)	落札率	現 状	落 札 業 者
海の森水上競技場	248億9863万9680円	248億9832万0000円	99.9%	着手済み (施工中)	大成・東洋・水ing・日立造船JV
オリンピックアクアティクスセンター	538億4195万0640円	469億8000万0000円	87.2%	〃	大林・東光・エルゴ・東熱JV
有明アリーナ	360億9544万8960円	360億2880万0000円	99.8%	未着手	竹中・東光・朝日・高砂JV

② 豊洲 主要3棟建設工事

施 設 \ 事 項	予定価格(税込)	落札価格(税込)	落札率	現 状	落 札 業 者
青果棟(5街区)1回目	159億8951万5500円	不調(入札辞退)	—	—	鹿島・西松・東急・TSUCHIYA・岩田地崎・新日本JV
〃 2回目	259億4592万0000円	259億3500万0000円	99.9%	施工済み	鹿島・西松・東急・TSUCHIYA・岩田地崎・京急・新日本JV
水産仲卸棟(6街区)1回目	260億0434万2000円	不調(入札辞退)	—	—	清水・大林・戸田・鴻池・東急・銭高・東洋JV
〃 2回目	436億0765万5000円	435億5400万0000円	99.8%	施工済み	〃
水産卸棟(7街区)1回目	208億0932万0000円	不調(入札辞退)	—	—	大成・竹中・熊谷・大日本・名工・株木・長田JV
〃 2回目	339億8535万0000円	339億1500万0000円	99.7%	施工済み	〃

③ 築地 解体工事

施 設 \ 事 項	予定価格(税込)	落札価格(税込)	落札率	現 状	落 札 業 者
築地解体工事(第1工区)	6億9125万4000円	5億3917万8120円	78%	未着手 (延期確実)	マルコー商会・桂興産JV
築地解体工事(第2工区)	16億7014万4400円	13億271万2632円	78%	〃	丸利根・日動・アスベックスJV
築地解体工事(第3工区)	12億2410万4400円	9億6704万2476円	79%	〃	関東・東輝・カシモトJV
築地解体工事(第4工区)	9億9241万2000円	7億7408万1360円	78%	〃	関東・東輝・有明JV

4. 検討に値する5案件の論点

工事施設 入札の実態・方式		オリパラ 海森	オリパラ 有明	オリパラ アークア	豊洲 主要3棟	築地 解体
1	予定価格の事前公表 競争性のない入札では、著しく高い落札率(100%近似)に直結 ワイズ・スペンディング(都民ファースト)	○ 99.9%	○ 99.8%	○ 87.2%	○ 99.7~ 99.9%	○ 78~79%
2	1者入札 ・競争性なし ワイズ・スペンディング(都民ファースト) ・不正行為や公正性の欠如を疑われてしまう 情報公開	○	△ 2社入札	△ 3社入札	○	— 複数社入札
3	総合評価方式の運用(技術点が価格点に比して桁違いに大きい) ・価格要素の軽視 ワイズ・スペンディング(都民ファースト) ・技術点の評価不透明 情報公開 裁量の余地が大きく、不正・腐敗の温床になる可能性	○	○	○	—	—
4	予定価格の妥当性(積算が適切になされているか) 過大積算チェックの制度不備 ワイズ・スペンディング(都民ファースト)	○	○	○	○	○
5	特定調達(WTO協定)の運用 WTO協定の趣旨を軽視し、競争性の確保が不十分 ワイズ・スペンディング(都民ファースト)	○	○	○	○	○

↑ 本日中間報告 ↑ 本日報告

5. これまでに実施したこと

(1) 調達・入札を担当する一部の部局へのインタビュー

- ・ 財務局 経理部 契約調整担当
- ・ 中央卸売市場 事業部施設課、新市場整備部施設整備課
- ・ オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部
- ・ 港湾局 オリンピック・パラリンピック施設担当

(2) 資料等の精査、データの分析

- ・ 上記各部局から提出された資料・データ
- ・ 議会議事録、提言等
- ・ 関係省庁発行の資料・データ

(3) 入札参加者・契約相手方たる業者へのインタビューは実施できていない。

調達・入札の現状を把握するためには、一方当事者たる都のほか、入札の参加者たる業者・落札して契約の相手方となる業者等からも幅広くインタビューすることが欠かせないと考えているが、現時点では、いわゆるゼネコン等の業者へのインタビューは実現できていない。今後、これら業者からも事実関係や意見等についてインタビューを実施する予定である。

I. ケーススタディ：築地市場 解体工事①

～ 最低制限価格制度 ～

1. 入札に至る経緯、開札結果

前知事の下、築地の中央卸売市場を平成28年11月7日に豊洲の新市場へ移転する予定が公にされたことから、築地市場を解体する工事に向けて、以下のスケジュールで入札・契約の手続が進められた。

平成28年5月	6日	中央卸売市場	解体工事起工
	30日	中央卸売市場	→ 財務局へ契約締結請求
6月	6日	財務局	入札公告（電子入札）
			（第1工区） 予定価格 6億9125万4000円
			（第2工区） 予定価格 16億7014万4400円
			（第3工区） 予定価格 12億2410万4400円
			（第4工区） 予定価格 9億9241万2000円
	13日	財務局	業者からの希望申請受付開始
7月	20日	財務局	入札締切
	21日	財務局	開札
	22日	財務局	契約締結

開札結果①

第1工区

	金 額	落札率	順位	入 札 業 者
予定価格→	640,050,000円	100.0%	--	
	588,880,000円	92.0%	10	未来・三浦屋JV
	565,800,000円	88.4%	9	東京・渡部JV
	524,841,000円	82.0%	7	小林・板原JV
	524,841,000円	82.0%	7	ハツガイ・江東解体興業JV
	505,639,500円	79.0%	4	フジムラ・一ノ関JV
	505,639,500円	79.0%	4	高橋・小椋JV
	505,639,500円	79.0%	4	新井・関野建設JV
	505,630,000円	79.0%	3	栄伸・共栄建設JV
	502,439,250円	78.5%	2	関東・カシモトJV
落札金額→	499,239,000円	78.0%	1	マルコー商会・桂興産JV
	492,838,500円	77.0%	-1	明世・コクボJV
	492,838,500円	77.0%	-1	成美・御園JV
	492,838,500円	77.0%	-1	前田・森JV
	492,838,500円	77.0%	-1	内村・誠和JV
	492,838,500円	77.0%	-1	高田・大淵JV

第2工区

	金 額	落札率	順位	入 札 業 者
予定価格→	1,546,430,000円	100.0%	--	
	1,268,072,600円	82.0%	10	初谷・山一産協・江東解体興業JV
	1,237,144,000円	80.0%	9	高山・関野・木山JV
	1,221,679,700円	79.0%	8	マルコー商会・エコアクティブ・共栄興業JV
	1,213,947,550円	78.5%	7	定山・大淵・豊栄JV
	1,211,318,600円	78.3%	6	三和・春日・高橋JV
同額抽選→	1,206,215,400円	78.0%	1	フジムラ・日本トリート・成美JV
同額抽選→	1,206,215,400円	78.0%	1	熊本・栄伸・ツチヤJV
同額抽選→	1,206,215,400円	78.0%	1	関東・カシモト・有明JV
同額抽選→	1,206,215,400円	78.0%	1	エコワス・池田・互恵JV
落札金額→	1,206,215,400円	78.0%	1	丸利根・日動・アスベックスJV
	1,190,751,100円	77.0%	-1	前田・門倉・NIKKOJV
	1,190,751,100円	77.0%	-1	サカキ・香椎・坂口JV
	1,190,751,100円	77.0%	-1	村上工業・沼田資源・板原工業JV

開札結果 ②

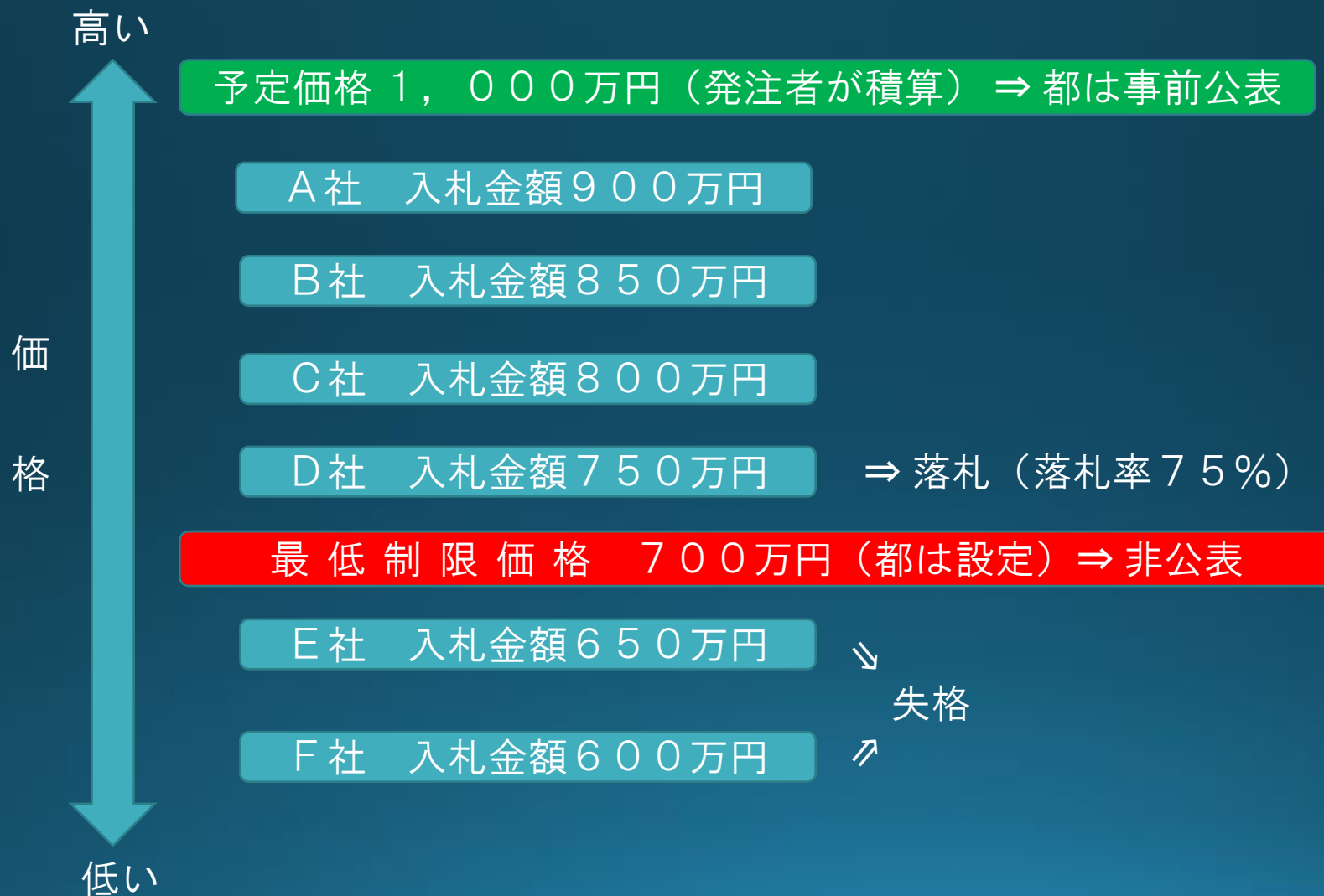
第3工区

	金 額	落札率	順位	入 札 業 者
予定価格→	1,133,430,000円	100.0%	—	
	929,412,600円	82.0%	5	初谷・一松工業・山一産協JV
	906,744,000円	80.0%	4	マルコー商会・藤原土建・エコアクティブJV
同額抽選→	895,409,700円	79.0%	1	丸利根・日動・小棕JV
同額抽選→	895,409,700円	79.0%	1	定山・栄伸・ジャパンJV
落札金額→	895,409,700円	79.0%	1	関東・東輝・カシモトJV
	878,408,250円	77.5%	-1	フジムラ・日本トリート・ショキタJV
	872,741,100円	77.0%	-2	前田・門倉・美禪JV
	872,741,100円	77.0%	-2	関口・オリザ・宮本JV
	872,741,100円	77.0%	-2	内村・永島・誠和JV

第4工区

	金 額	落札率	順位	入 札 業 者
予定価格→	918,900,000円	100.0%	—	
	827,010,000円	90.0%	6	津久波・酒井・関東JV
	753,498,000円	82.0%	5	初谷・AOKI・豊栄開発JV
	735,120,000円	80.0%	4	小林・成紀・板原JV
	725,931,000円	79.0%	3	高山・アーバン黒岡・コクボノベルティJV
	719,039,250円	78.3%	2	三和・永島・リバイブJV
落札金額→	716,742,000円	78.0%	1	関東・東輝・有明JV
	709,390,800円	77.2%	-1	フジムラ・成美・一ノ関JV
	707,553,000円	77.0%	-2	明世・ショキタ・森JV
	707,553,000円	77.0%	-2	前田・NIKKO・美禪JV
	707,553,000円	77.0%	-2	関口・カシモト・共栄JV
	707,553,000円	77.0%	-2	内村・永島・豊成JV
	707,553,000円	77.0%	-2	東京・大竹・渡部JV
	707,553,000円	77.0%	-2	丸利根・小棕・アスベックスJV

最低制限価格を設定した場合の入札例



2. 何が問題か？

➤ 最低制限価格の設定

～ 最低制限価格以下で入札した業者は
一律に失格になってしまう。 

⇒ その結果、最低制限価格以下では、
業者が、いくら安い価格で入札しても
都は、その業者と契約を結べない。



本当は、もっと安く契約できたのではないか？

➤ 最低制限価格による本件での弊害

- ◆ わずか 1 % 差の業者を失格することで失うものは？

⇒ 例えば、第 2 工区の場合、予定価格

$$\underline{15 \text{ 億円} \times 1 \% = 1,500 \text{ 万円}}$$

安く契約できたのではないか。

- ◆ 低価格でも落札を希望する業者が多数参加する場合、
純粋な価格競争にはならず、単なる
最低制限価格の予想コンテストに
なってしまうのでは？

⇒ 例えば、第 2 工区の場合、同額で入札した業者
5 社による抽選で落札業者が決められた一方、
1 % 違いで失格になった業者が 3 社あった。



- ◆ 最低制限価格は非公表だが、容易に予想することができ、
一定の落札率の前後に入札価格が誘導される結果、
競争性を阻害しているのではないか。

3. 都が最低制限価格を設定する根拠

- 最低制限価格の設定は、
国の入札では認められていないが、
地方自治体の入札では禁じられていない。



- 都の規則では
「特に必要がある」と認められる場合に限り、
最低制限価格を設定できるものとしている。
そして、各入札ごとに、適正に定めることとしている。
⇒ つまり、最低制限価格の設定は、個別・例外的なはず。



- しかし、実際には、昨年平成27年度、99%以上の入札
(予定価格250万円以上)に最低制限価格が設定された。

4. 都の最低制限価格に対する考え方

- 都が、原則と例外を逆転させて運用している理由
 - ・ 過度な価格競争を抑制し、企業の持続可能な経営を担保し、業界の人材育成等を図る（業者に「適正な」利潤を与える）？
 - ・ 「安かろう悪かろう」の粗悪な工事・役務等を避ける？
- 都は、業者の中長期的な育成・確保を図る観点から、最低制限価格を設定する工事の対象を拡大してきている。
 - 《H26年度以前》 建築工事では、5億円未満の工事に適用を限定
 - 《H27年度以降》 24億7000万円未満の工事まで適用を拡大



この金額以上の契約は、特定調達（WTO対象）となり、最低制限価格を設定することは、法令上、許されない。

- 国では、最低制限価格を設けて一律に失格にする方法ではなく、著しく低価格の入札について、その価格積算や契約履行の可能性を調査し、個別に失格を判断しており（低入札価格調査制度）、現在、17の府県で同様の制度が採用されている。

5. 最低制限価格制度の運用上の困難性 ～ 築地解体工事に即して～

- ① 解体工事について、従前から、最低制限価格（率）の見直しを定期的に行ってきた。
- ② H 2 8 年 3 月、国の低入札価格調査基準に関するモデルの見直しを機に、翌 4 月、都において最低制限価格を見直す。
- ③ H 2 8 年 5 月、最低制限価格を見直す旨を H P で公表し、周知期間を置き、翌 6 月から実施する。
- ④ H 2 8 年 7 月、築地解体工事の入札実施



- 開札結果を見る限り、業者は、最低制限価格を当てに走っている（真の価格競争性に疑問）
- 各業者の入札価格が事後に公表され、その分布や落札価格から、早くも最低制限価格を容易に推定できる状況にある（制度の正当性に疑問）

6. 今後あるべき制度の厳格な運用

- 最低制限価格を一律に設定する運用を改め、原則どおり、最低制限価格の設定は、「特に必要のあるとき」に限定する。

⇒ 制度の厳格な運用（原則の徹底）

- 最低制限価格を設定できない特定調達（WTO協定）を厳格に適用していく。

⇒ 制度の厳格な運用（適正な法令解釈）

Ⅱ． ケーススタディ：築地市場 解体工事 ② ～ 特定調達（WTO協定）の適用 ～

1. 特定調達とは

W T O（世界貿易機構）の枠組の中で、外国業者と国内業者を同様に扱う目的の下、国が発注する契約のほか、都道府県・政令指定都市が発注する契約のうち、政府調達協定（W T O協定）を国内実施するため、地方自治法施行令の特例を定める政令の適用があるもの。

2. 特定調達に関する法令の構造

原則

【会計法 29 条の 6 第 1 項】

予定価格の制限の範囲内の最低入札者と契約する。

【地方自治法 234 条 第 3 項】

予定価格の制限の範囲内の最低入札者と契約する。



例外

【地方自治法施行令 167 条の 10 第 2 項】

予め最低制限価格を設定し、その価格以上の入札者と契約することができる。



例外の例外→ 原則へ戻る

【特例政令 9 条】

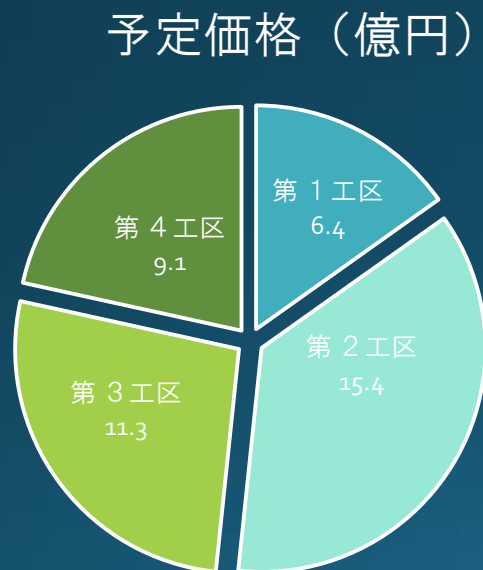
地方自治法施行令 167 条の 10 第 2 項は、
特定調達契約については適用しない

＝最低制限価格を設定してはならない。

3. 築地解体工事は、特定調達ではない？

特定調達の範囲（H28年4月以降）

⇒ 建設工事は、24億7000万円以上の契約

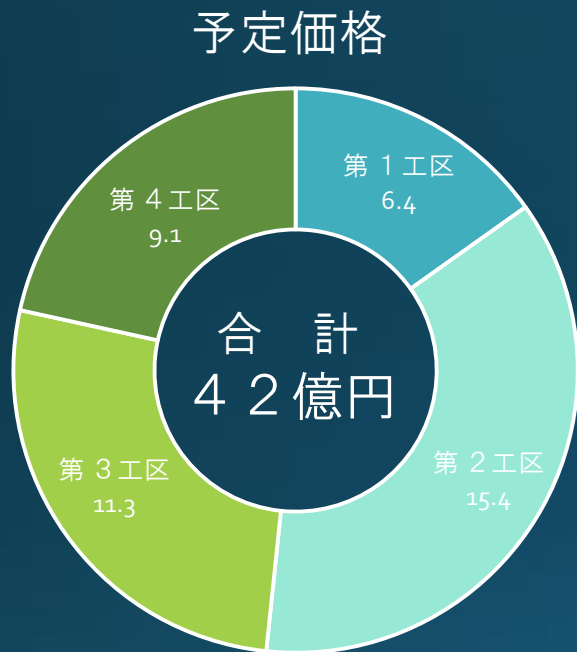


築地解体工事の第1～4工区は、
いずれも24億円7000万円未満



特定調達ではない？

4. 築地解体工事の4つの工区を合計すると？



築地解体工事は、第1～4工区を合計すると、約42億円となり、特定調達の対象となる24.7億円以上



築地解体工事は、特定調達なのではないのか？

5. 第1～4工区の各解体は一連の調達契約か？

～ 全工区を合算して判断しなければならないのではないか？

【特例政令3条2項】適用範囲

一連の調達契約が締結される場合、特定調達の予定価格は、各契約の予定価格の合計額とする。



「一連の調達契約」とは？

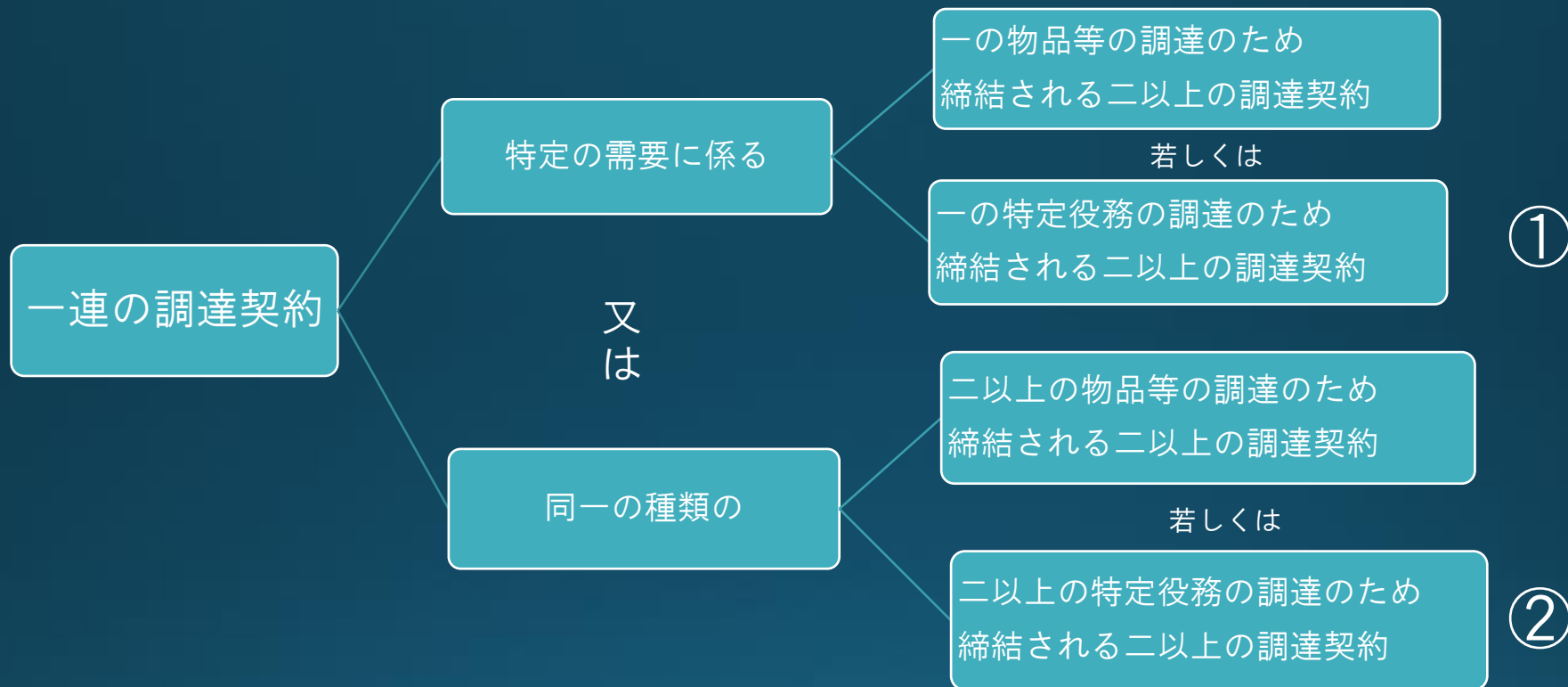


【特例政令2条5号】定義規定

「一連の調達契約」

⇒ 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務
又は同一の種類の上の物品等若しくは特定
役務の調達のため締結される二以上の調達契約

6. 「一連の調達契約」の意味



《都の契約担当部局の見解》

築地解体工事は、各工区において種類が異なり、
②に該当しないので、一連の調達契約ではない。

- ・ 取り壊す建物の構造が、工区ごとに鉄筋だったり鉄骨だったり異なる。
- ・ 環状2号線の工事進捗次第で、工区によって施工順序が拘束される。
- ・ アスベストの含有形状が工区ごとの建物によって異なる。

7. 「特定の需要に係る一の特定役務」ではないのか？

築地解体工事は、第1～第4工区の全体をもって、①の「特定の需要に係る一の特定役務」と解するものではないか。



築地市場を廃止するため、一定の期間内に、多数・多種類の建物等を全て解体して撤去するという「特定の需要」に係る本解体工事は、全体をもって「一の特定役務」と言える。

実際、築地解体工事の基本設計は、全4工区を一体として行われている。

合理的な理由なく、WTO規定（特例政令9条）の適用を免れる目的で、一の特定役務を複数に分けて発注することは、WTO協定の趣旨を没却し、同規定（政令）に反することになるのではないか。

8. 本ケースの総括と提言

築地解体工事は、たとえば4工区に分けて発注・入札手続に付するにしても、それぞれにWTO規定（特例政令9条）を適用して、最低制限価格を設定すべき案件に当たらなかったのではないか。



発注・入札を実施する際、WTO協定の趣旨を最大限尊重し、特例政令を厳格に解釈し、「一連の調達」該当性を厳密に判断する。

最低制限価格を容易に推測できる状況下では、競争性を確保するため、最低制限価格を設定する運用を見直す。

最低制限価格の推測容易性は、予定価格の事前公表とも深く関連しているから、予定価格を一律に事前公表する運用も併せて見直すべきではないか。

Ⅲ. ケーススタディ：豊洲新市場

～特定調達（WTO協定）案件は問題はないのか？～

1. 競争性が不十分な状態で、運用上の工夫はされているのか？

⇒ 近時の大型案件であるオリパラ競技施設や豊洲新市場の各建設工事は、特定調達として入札が実施されているが、99%台の落札率が頻発。



競争性に疑問

予定価格の事前公表

1社のみの応札（1者入札）

総合評価方式の審査の実態

上記各事項について、契約調整担当部局も、問題の所在自体は認識できているものの、競争性が十分に確保されない現状に、適切に対応しきれてはいないものと認められる。

2. 豊洲新市場 建設工事の入札を巡る経緯

1 者のみの応札（1 者入札）

前々知事の下、築地から豊洲への中央卸売市場の移転を目指し、平成25年、同市場部局において、新市場用地における各建設工事が起工され（予定価格の積算等）、財務局において、入札が実施されたが、青果棟（5街区）、水産仲卸売場棟（6街区）及び水産卸売場（7街区）の主要3棟について、応札予定のそれぞれ1つの各建設共同体（JV）が入札を辞退したため、不調に終わった。

そこで、同市場部局において、再度、予定価格を積算し直した上で、翌平成26年、2回目の入札が実施され、上記3棟とも、1回目と同一である1つの各JVが入札・落札し、契約締結に至った。

平成25年	9月30日	財務局	入札公告1回目（特定調達／電子入札）
	11月18日	財務局	開札→不調（辞退）
	19日	中央卸売市場	入札辞退の各業者からヒアリング
		中央卸売市場	予定価格の見直し、再積算
	12月27日	財務局	入札公告2回目（特定調達／電子入札）
平成26年	2月13日	財務局	開札→落札
	14日	財務局	契約締結

3. 1 者入札の現況

価格別の 1 者入札の割合（平成 27 年度）

価 格 帯	1 者入札の 割合（件数）	1 者入札の 割合（金額）
～ 5 億円	20.6%	24.4%
5 億円 ～ 9 億円	49.1%	49.4%
9 億円～ 20.2 億円	54.1%	54.5%
20.2 億円～	35.7%	38.9%
全 体 平 均	22.3%	35.6%

落札率別の平均入札者数（平成 27 年度）

落 札 率	平均入札者数
99～100%	1.8人
97～98%	2.9人
95～96%	2.8人
93～94%	3.0人
91～92%	3.5人
～90%	4.9人
～80%	7.6人

4. そもそも予定価格は、適切に積算されたのか？

予定価格積算の妥当性

予定価格の変遷

	1 回目の入札（不調）	2 回目の入札	落札率
青 果 棟	約 1 6 0 億円	約 2 5 9 億円	9 9 . 9 %
水産仲卸棟	約 2 6 0 億円	約 4 3 6 億円	9 9 . 8 %
水 産 卸 棟	約 2 0 8 億円	約 3 4 0 億円	9 9 . 7 %
合 計	約 6 2 8 億円	約 1 0 3 5 億円	(1 2 1 5 億円)

↳ 約 1.6 倍（先送りした工事分を含めると約 1.9 倍）

起工局である中央卸売市場は、1 回目の入札が不調に終わった翌日、入札を辞退した各 J V の主要構成員であるゼネコン 3 社から、それぞれヒアリングし、2 回目の入札に向けて直ちに再積算に取り掛かり、市場長を含む担当部課長ら幹部で協議を重ねた事実が認められるが、内部統制 P T においては、現在までのところ、この複数回にわたる協議の内容や決定事項を記した文書・メモ類に触れることはできていない。

そのため、再積算を経て予定価格が膨らんだ経緯の詳細について、現時点ではトレースできず、その妥当性に大きな疑念が残されたままなので、引き続き調査を継続する。

なお、財務局は、中央卸売市場等の起工局から契約締結依頼を受けて入札に付する際、その予定価格の積算の妥当性を検証する機能を有していないが、このような制度面の妥当性についても検討を加えていく。

5. 99%台という著しく高い落札率は、回避できないのか？

1社のみの応札（1者入札）

+

予定価格の事前公表

= 落札率99%？

➤ 発注側（都）は、1者入札を事前に把握できる。

一般競争入札においても、契約担当部局は、応札を希望する業者から、参加資格確認申請を受けるので、その確認過程において1社からしか申請が出されていないければ、当該案件が確実に1者入札になることは予測できる。



この段階で、1者入札を回避する適切な工夫をとれないか？

➤ 業者側は、もし1者入札だと分かっていたら・・・

入札に参加する業者が、何らかの手段・方法を用いて、もし自社しか応札しない1者入札だと事前に把握できれば、当然、事前に公表されてる予定価格と同額、あるいは、それに極めて近似する価格で入札・落札し、著しく高い落札率になることは当然の帰結と言える。



はたして、実質的な競争性を確保できているのか？

➤ もし、平均落札率で契約できていたなら

- ・ 青 果 棟 $(99.9 - 91.6) \% \times \text{約} 259 \text{ 億円} = \text{約} 21 \text{ 億円}$
- ・ 水産仲卸棟 $(99.8 - 91.6) \% \times \text{約} 436 \text{ 億円} = \text{約} 36 \text{ 億円}$
- ・ 水産卸 棟 $(99.7 - 91.6) \% \times \text{約} 340 \text{ 億円} = \text{約} 28 \text{ 億円}$



合計 **約 85 億円を節約**できていた計算になる。



ワイズ・スペンディングの観点から、予定価格に関する制度、
1 者入札が頻発する入札制度の運用を改善しなければならない。

以下、次回の報告へ続く